

受付番号： 2018-1-93

課題名：人工知能解析を基盤とする新規の周術期集中治療管理戦略の予測アルゴリズムの構築

1. 研究の対象

2012年9月～2017年9月に当院で手術を受けられた方および集中治療部へ入院された方。

2017年10月～2022年3月に当院で手術を受けられた方および集中治療部へ入院される方。

2. 研究目的・方法

この研究は東北大学病院の診療情報と手術室、集中治療部門システム、診療会計システムより統合した診療情報データベースを構築致します。研究期間は2017年10月～2022年3月です。このデータベースを利用して、深層学習、ヒューリスティック探索などの人工知能技術を用いて解析を行います。患者様のリアルタイムな重症度変化に応じた、最適な医療資源の分配と最大の診療効果を上げるためのアルゴリズムを開発いたします。本研究が完成することで、限られた医療資源を有効に、最大限活用できるようになる可能性があります。新たな周術期集中治療管理戦略を立てられるようになる可能性があります。このアルゴリズムを開発し、実際の新規手術室集中治療室入室患者へ適応可能か検証致します。

本研究の実施の適否について倫理的、科学および医学的妥当性の観点から倫理委員会が審査し、研究機関の長による承認を得ております。

3. 研究に用いる試料・情報の種類

カルテ番号、生年月日、身長、体重などの身体情報等、採血、生理学検査情報等、診療情報、部門システムに納められた情報を使用致します。本研究により得られた情報は永年保管され、将来二次研究に使用される可能性があります。

4. 外部への試料・情報の提供

データは匿名化され、特定の関係者以外がアクセスできない状態で行います。対応表は、当院の研究責任者が保管・管理します。外部への情報提供は、匿名化されたファイルを、電子媒体によって提供致します。

5. 研究組織

研究責任者：東北大学病院 集中治療部 志賀 卓弥 助教
日本光電工業株式会社

6. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。
ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

また、試料・情報が当該研究に用いられることについて患者さんもしくは患者さんの代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としないので、下記の連絡先までお申出ください。その場合でも患者さんに不利益が生じることはありません。

照会先および研究への利用を拒否する場合の連絡先：

研究責任者：

東北大学病院 集中治療部 志賀 卓弥 助教

〒980-8574 宮城県仙台市青葉区星陵町 1-1 TEL 022-717-7321

◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先：「6. お問い合わせ先」

※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の1(3)>

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学病院個人情報保護方針】

<http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口に提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の2(1)>

- ①研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③法令に違反することとなる場合